

労務費の転嫁に係る価格交渉について、
発注者・受注者それぞれが採るべき／求められる行動を
12の行動指針として取りまとめたもの

労務費転嫁

指針



発注者として採るべき／求められる6の行動

- 01 本社(経営トップ)の関与
- 02 発注者側からの定期的な協議の実施
- 03 説明・資料を求める場合は公表資料とすること
- 04 サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- 05 要請があれば協議のテーブルにつくこと
- 06 必要に応じ考え方を提案すること

受注者として採るべき／求められる4の行動

- 01 相談窓口の活用
- 02 根拠とする資料
- 03 値上げ要請のタイミング
- 04 発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者・受注者双方が採るべき／求められる2の行動

- 01 定期的なコミュニケーション
- 02 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

12の行動指針に沿わない行為をすると、



独占禁止法や**下請法**上問題となるおそれ



労務費の転嫁に関する

情報提供フォーム(匿名可)を設置



(裏面へ続く)

R6
12.16

令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する 特別調査の結果を公表！

明らかになった課題



労務費転嫁指針の認知度が

全国平均で約50%にとどまっていた

徳島県 40.8% 香川県 45.8%

愛媛県 48.3% 高知県 45.4%



労務費転嫁指針を知らなかった事業者

において、労務費の価格転嫁が低調

労務費転嫁指針を知っていた者の方が、知らなかった者より、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の上げが実現しやすい傾向が確認されています。まずは、労務費転嫁指針を知ることからはじめよう！



今後の取組

- ✓ 労務費転嫁指針等の普及啓発
- ✓ 事業者名の公表に係る方針に基づく個別調査の実施
- ✓ 優越的地位の濫用等に対する厳正な法執行
- ✓ 事業所管省庁との連携等による下請法執行強化

公正取引委員会事務総局四国支所

高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館8階 TEL:087-811-1750